

4 4 社会福祉法人糸魚川市社会福祉協議会 介護事業基金設置規程

平成27年3月27日制定
糸社協規程第 52 号

(設置の目的)

第1条 社会福祉法人糸魚川市社会福祉協議会が行う、介護保険事業、支援費事業等の円滑な運営を図るため、介護事業基金（以下「基金」という。）を設置する。

(積立て)

第2条 基金の積立ては、前条に規定する事業の剰余金並びに基金の運用から生ずる収益を充てる。

(管 理)

第3条 基金に属する現金は、金融機関への預貯金その他最も確実かつ有利な方法により管理しなければならない。

(処 分)

第4条 基金は、第1条に規定する事業の運営資金として必要と認める場合に理事会の議決を経てこれを取り崩し、処分することができる。

(補 足)

第5条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は会長が別に定める。

附 則（平成27年3月27日）

この規程は、平成27年4月1日から施行する。